

令和2年度第2回習志野市青少年センター運営協議会議事録

1 開催日時 令和3年2月16日(火)午後2時30分～午後3時30分

2 開催場所 習志野市庁舎5階 5-2会議室

3 出席者

【会長】 習談会 会長 五十嵐 久仁

【副会長】 習志野八千代地区保護司会習志野支部 支部長 高橋 君枝

【委員】 こども部子育て支援課 課長 相澤 慶一

学校教育部指導課 課長 杉山 健一

習志野市立習志野高等学校 教頭 山下 欣宏

習志野市立津田沼小学校 校長 高梨 秀胤

青少年補導委員連絡協議会 会長 松濱 幸子

民生委員・児童委員協議会 副会長 岡 久郎

【事務局】 生涯学習部 部長 塚本 將明

生涯学習部 次長 村山 典久

生涯学習部青少年センター 所長 加藤 努

生涯学習部青少年センター 主査 江住 敏也

生涯学習部青少年センター 青少年補導相談員 森 淳

4 議題

(1) 令和2年度事業実施状況について

(2) 令和2年度予算執行状況について 非公開

(3) 令和3年度事業実施計画(案)について 非公開

(4) 令和3年度事業予算(案)について 非公開

(5) 令和3年度 協議会の予定について

5 会議資料 令和2年度第2回習志野市青少年センター運営協議会に関する資料

6 議事内容

(1) 令和2年度事業実施状況について

【青少年センター加藤所長】 補導活動は、日常的に実施する「一般補導」と、年に3回実施する「学区一斉補導」(千葉県下一斉補導含む)、電車通学などで列車を利用する学生による乗車マナーの実態を把握するために行う「広域列車補導」、夏季及び冬季(年末年始)に実施する「特別補導」を実施しているところである。

一般補導は、午前・午後・夜間にそれぞれ1時間から1時間30分程度で実施した。

「街頭補導」は、当センター職員が4～5人の習志野市青少年補導委員(以下補導委員)と共に、児童・生徒の下校時間帯(15時から16時)に、週に2回程度実施した。

さらに毎月2～3回、夜間の時間帯(19時から20時)にもそれぞれの学区を中心に必要性の高い場所の補導を実施した。

補導委員による補導は、コロナ禍のための臨時休校が明けた7月より、ソーシャルディスタンスを確保しながら健康状態と感染予防に十分気を付け実施した。

補導委員との街頭補導がないときは、当センター職員のみで行う自主パトロールを実施した。学期始めの登校時や習教研等で下校時刻が早いときや、感染症による臨時休業があるとき、学校行事や気象状況、不審者情報などを考慮しながら実施した。

学区一斉補導は中学校区を単位として3回の実施を予定していたが、第1回目の7月31日はコロナ禍のため中止とし、第2回目の補導を11月2日に実施した。また第3回目を2月22日に実施予定である。

10月に予定されていた県下で行う広域列車補導は、コロナ禍のため中止となった。

特別補導は、夏季(盆踊り、地域の祭り等)、冬季(年末・年始)に行う。夏季特別補導はコロナ禍のため中止し、冬季特別補導は12月23日及び1月7日にコロナ感染防止を施しながら多くの学区で実施した。遅い時間帯の商業施設への出歩きや、交通面の課題(特に交通量のある場所でのキックスケーター類への声かけ)、公園内のルールなどに対する「愛のひと声」の実施を、学区ごとに補導委員より報告いただいた。

補導活動における実施計画は、毎年同じように計画している。補導委員との街頭補導は天候等により中止となる場合もあるため活動実績数と差が生じる。

今年度の補導した少年数は現在25人である。行為別で多いのは、「交通面の課題」(交通量の多い道路でのキックスケーターの乗車、道路横断等)の事案が14人であった。公園での喫煙や、夜遊び・徘徊の事案もある。

補導少年の男女別人数では男性が23人、女性が2人であり男性が多い結果だった。昨年度は18人ですべて男性であった。

校種別補導少年数では小学生5人、中学生1人、高校生16人、中学卒業後の者が3人であった。今年度は高校生が多かった。

ゲームセンターでの補導は、ゲームセンターや、大型商業施設に併設されたゲームコーナー等で実施している。令和元年度に法の改正があり18時以降は児童生徒だけでゲームセンターに入ることができなくなっているが、補導活動ではゲームセンターの見廻りも実施している。習志野市では小中学生だけでゲームセンターに出入りすることを推奨していないためである。

ゲームセンターでの声かけは、周囲への迷惑行為や、私物の紛失や盗難の未然防止、18時以降の児童生徒だけでの遊興を中心に声かけを実施している。ゲームセンターの店員にもご理解いただけるよう補導活動とのつながりを維持する努力をしていく。

次に事業内容の2つ目「補導相談活動」とは、青少年の補導に関する相談に応じ、適切な助言・指導を行う。得た情報は青少年センターで共有し、補導活動が円滑に進むように努めた。

今年度の補導相談件数は現在4件あり、校種別では小学生が1件、中学生が1件、高校生が2件である。

内容は、公園や公共施設付近でのたむろや喫煙、騒音等の迷惑行為についての相談、登校中行方不明になった児童の搜索依頼、学校に行っているはずの時間帯に商業施設への出入りがある子ども達への相談などである。

次に事業内容の3つ目「青少年健全育成活動」について、まず啓発活動について説明する。

青少年補導委員連絡協議会による「少年の日」(毎月第3土曜日)ポスター展を11月29日～12月5日までの期間、市庁舎1階展示スペース及びグランドフロア協働スペースで開催した。小学校4・5・6年生から出展された202点の作品を展示した。

「少年の日」ポスター展と同じ期間、同じ場所で中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会主催の「青少年健全育成標語コンクール」も開催した。小学校5・6年生、中学生を対象とし、各学校に協力していただいた結果、総数にして5540点の標語を作成していただいた。各小・中学校からは3点ずつ選抜していただき、さらにその69点の中から6点を代表者会で選抜し会場に掲示した。今年度の標語のテーマは「地球環境」である。今年度はレジ袋有料化や暑かった夏をふまえて、エコバックや地球温暖化に関するものが多かった印象である。学区によってはすでに学校敷地に白い看板を立て、この標語がすでに記されているところもあった。

つぎに、スポーツを通しての青少年健全育成では、地域における児童の集団活動及び、異年齢交流を育成するため、少年野球大会の事務局として新人大会・春季大会・夏季大会等に協力した。コロナ禍のため新人大会及び春季大会は中止となった。

3つ目は「子ども110番の家」の事業についての報告である。

当センターでは、子どもたちの登下校の時間帯を含め不審者からの緊急回避場所としての「子ども110番の家」の市内各地域の家庭や事業所、公共施設等へ協力依頼を行っている。

「子ども110番の家」は、登下校時を中心に不審者等に遭遇した時に助けを求める「緊急回避場所」として平成10年度から市民の皆様をお願いしているものである。平成22年の1180軒をピークに高齢化や少子化の影響を受けて年々減少し、現在は877軒(1月31日現在)となっている。

実際に子供達が助けを求めた緊急回避の報告は3件であった。内容は暴行1件、露出1件、変質的行為1件の計3件である。その他の緊急回避以外の駆け込みとは、電話や傘の借り入れ、水分補給などである。

状況調査を実施しており、毎年、緊急回避の報告を受けている。児童生徒が不審者に遭遇し助けを求めている事案があるということである。このことから何とか「子ども110番の家」の登録軒数を増やしたいと思い、今年度も直接市民や保護者へ協力をしていただけるようPRをする機会を増やす計画をした。コロナ禍のため中止となる会議が複数あったが、4つの会議で「子ども110番の家」の拡充の依頼をすることができた。

特に10月から11月に実施した「小学校就学時健康診断における学校説明会」は市内16校すべて参加することができ、令和3年4月に入学してくる小学1年生の保護者を対象に事業説明と加入の依頼ができた。

加入者急増といった目立った成果はなかったが連合町会から「どの地域の子ども110番の家を拡充したい。ピンポイントで教えてほしい。」という要望をいただき、その結果新規の加入もあった。このようにすそ野の広がりが見られたことが今年度の成果である。次年度以降も引き続き、市民や保護

者の皆様に直接訴えかける活動をしていきたい。

「子ども110番の家」研修会については、習志野警察署生活安全課長の田野様に講師を依頼し、開催の計画をしていたが、2度目の緊急事態宣言発令のため中止とした。

この研修会は平成29年度から実施しており、今年度はコロナ禍の為新規加入者のみを対象としたが、複数の応募があり関心の高さが伺えた。

次に、不審者情報等の配信について報告する。各学校等より情報提供のあった不審者情報を各学校や放課後児童会、公民館、図書館、スポーツ施設等にFAX送信で知らせている。緊急性がある、または市民に向けての注意喚起が必要な事案については、緊急情報サービス「ならしの」によりメール等で配信することで、児童・生徒の見守り、事件・事故の未然防止に努めた。また、毎月末にその月の不審者出没箇所や内容、件数及び千葉県警の暮らしの安全マップの紹介もしている。

不審者情報について、1月31日現在85件の不審者情報が当センターに寄せられ、学校等に知らせた。今年度はやはり6月の学校再開後に増加した。

内容は、つきまといや、盗撮などの変質的行為が突出している。また露出や痴漢も昨年度より増えた。

地域では藤崎、谷津、津田沼、東習志野といった人が多く住む地域で多く発生した。発生の情報提供の件数は地域によって偏りが見られる。

月別では6月の学校再開後に増え始め、2学期10月以降の発生件数が多いという昨年度の状況とは全く反対の結果となった。

10月に開催した、学校警察連絡協議会で小・中・高等学校の校長先生方に不審者の状況を伝え、児童生徒への安全指導をお願いしたところである。

また、緊急情報サービス「ならしの」や市のツイッターで注意喚起を呼び掛けた。秋からは毎月、不審者の情報提供と共に市民の皆様に児童生徒の見守りをお願いしている。

曜日別では木曜日、月曜日、金曜日に発生が多い傾向があった。

時間帯では圧倒的に下校時や塾からの帰宅の夕方の時間帯が多く、登校時間帯がそれに次ぐ。これは昨年度までの傾向と似ている。

男女別では被害者の全体の70%以上が女子である。これも例年と同じ傾向である。

学年・校種別では中学生が多く、次いで小学校中学年、低学年、高学年、高校生の順であった。

不審者情報については児童生徒のかかわる関係施設すべてに情報提供している。また、防犯安全課と習志野警察署生活安全課にも報告している。

保護者に対しては、直接警察署へ被害状況を伝えるよう学校・幼稚園・こども園をとおして依頼している。警察署には朝から夜まで周辺地域のパトロールや私服警察官の配置等、強化していただいている。

最後に、インターネットに関わる報告である。

当センターでは市立各小・中学校に協力いただき、「携帯端末及びインターネットによるトラブル調査」を行い、結果を各学校へ伝えることで学校での生徒指導資料、教職員研修等の一助としていただいている。

全市立小・中学校、各学年から1学級を抽出し、8月20日から10月30日までの期間で調査を実施した。

「携帯電話・スマートフォン所持率」について、小学1年生で3人に1人弱が所持しているという統計になった。さらに小学3年生では2人に1人弱の所持率であった。そして小学5・6年では3人に2人、中学生では9割近い児童生徒が所持していることがわかった。小4、中1に進級・進学するタイミング

に所持率が大きく増える傾向である。

続いて、LINEやインスタグラム、ツイッターといった「SNS(コミュニケーションアプリ)の利用率」だが、中学生で急増していた。中3では90%近い生徒が SNS を利用していた。

この項目も、学年が上がるにつれて増加していくことがわかる。

それに対し「携帯端末やスマホに関する家庭内での約束事」については6~7割とほぼ同じ割合であり、中学生になるとやや低下する傾向である。

2018年(平成30年)2月1日から「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(通称:青少年インターネット環境整備法)」が同じく2018年(平成30年)4月1日からは千葉県青少年健全育成条例が一部改正され青少年によるインターネットの適正利用の徹底を図るよう整備された。

携帯端末やスマホの購入時は家庭内で約束事を決めている場合が多いようだが、その後、確認や見直しが行われていないというのが実情である。タイミングや一定の時期を見つけ、家庭内で話し合うことが必要だ。

実態調査と同時に児童生徒に携帯電話スマートフォン等の使用に関わる「情報モラル教育」についてのアンケートも行い、各校へ情報の提供も行なった。他校の実践を参考に、さらなる指導の充実・発展を期待している。

事業内容の4つ目「環境浄化活動」については、補導委員による街頭補導や青少年健全育成連絡協議会によるパトロール及び環境浄化活動での報告、当センター職員による自主パトロール等で得た情報等を関係機関へ連絡し、環境浄化に努めた。撤去対象になるような有害ビラや看板等は今年度もなかった。

主な環境浄化の事例は、公共物への落書きや、公共地の雑草繁茂であった。これらは市役所の担当部署に連絡し、清掃や除草を実施した。現在は大変きれいになっている。

なお、ボートピア習志野環境委員会は令和元年度で終了した。

最後に会議・研修について報告する。

本日開催させていただいている「青少年センター運営協議会」は青少年関係機関・関係団体の職員及び代表者のから委嘱された委員より、当センターの事業がより総合的かつ計画的に実践できるよう審議及び助言をいただいている。

次に補導委員の活動に関する会議の報告をする。毎年5月に約120名いるうちの約半数の委嘱を行っている。令和2年度はコロナ禍の為、5月29日に「委嘱状交付式」を書面にて行い、教育長からの委嘱状を郵送した。

また、毎月1回、補導委員の各中学校区代表3名ずつ計21名と当センターとで情報交換等を行う「青少年センター連絡会」を実施した。

また、青少年健全育成連絡協議会に関する会議等では、「中学校区青少年健全育成連絡協議会代表者会」を、書面開催含め年間3回実施した。各中学校区の会長が集まり、他の地区の青少年に係る状況や事業について情報交換をした。また、「私の思い~中学生の主張~」千葉県大会や先ほど御紹介した「青少年健全育成標語」についての取組について確認した。

その他、青少年非行や生徒指導について情報交換を行う会議として、千葉市、習志野市、八千代市の青少年センター職員と千葉県警少年課京葉地区少年センターの少年指導専門員による「千葉市・習志野市・八千代市 3市情報交換会」を開催した。

また、指導課の主管会議である「生徒指導担当者会議」に参加した。

さらに、葛南5市(習志野市・市川市・浦安市・船橋市・八千代市)で開催している「葛南地域生徒指

導行政担当者会議」に出席した。

研修については、青少年健全育成連絡協議会と、青少年補導委員連絡協議会との合同研修において、10月23日に「インターネット適正利用の方法」を学ぶ講習を受講する研修を実施した。

また、青少年補導委員連絡協議会主催の研修では、ユーチューブで講師の先生の話を見聴するオンライン研修であった。この動画は講師の先生の計らいで1か月以上インターネット上にアップしていただいたようで、研修日に都合のつかなかった補導委員も自宅で都合よい時間に視聴することができ、80名近い方々から事後アンケートが寄せられたようだ。この手法を今後も有効に活かしていただきたいと思う。

その他コロナ禍で中止となった研修が多くあった。

▶ 質疑なし

(2) 令和2年度予算執行状況について **非公開**

(3) 令和3年度事業実施計画(案)について **非公開**

(4) 令和3年度事業予算(案)について **非公開**

▶ 質疑等

【高橋副会長】 コロナ禍で事業を進めることは大変であると思うが、注意をしながら是非進めてほしいと願っている。事業を止めてしまうことなく、工夫しながら小規模であっても進めることは大事だと自分の活動の中でも感じているところである。縮小しても、形を変えてでも進めてほしい。

【高梨委員】 報告・計画に位置付けている中の「健全育成活動」について、夏季休業前・登校日前日・冬季休業前に、緊急情報サービス「ならしの」、及びツイッター、ホームページ等で小・中学校への不審者の注意喚起を定期的に行ったことは、地域や家庭の不審者等に対する意識を高めることに大変良かったと思う。これからも継続してほしいと思っている。

また、「インターネット適正利用啓発講演」を本校でも4年生を対象に実施した。とても良い内容であった。特に4月、5月の臨時休業に伴い子供達が家にいなければならない状況において、どうしてもSNS はじめ、パソコンやスマートフォンに向かうことが多くなったことが、健康診断の視力検査の結果にも表れている。この講演は保護者対象にもよいと思う。学年の節目にスマートフォンの購入率が高くなるが、毎年その時期に開催されるPTAの家庭教育学級で実施できればと思っている。

【五十嵐会長】 質問ではないが、以前の会議でも取り上げた「子ども110番の家」についてだが、習志野市の地理的環境やマンションの増加などで、加入する条件の家が減り、加入数に対する分母が減少していることから長期的に減少傾向になることはやむを得ないことなのだろう。これからは様々な工夫をして新規に協力していただける方に加入していただき、減少率を少しでも減らしていくようにしたい。

青少年センター以外で、例えば駅やチェーンストアのように「子ども110番の家」と同じような趣旨で活動している団体が多くある。他市では教育委員会が、駅やチェーン店協会、自動車整備協会などと連携を取って進めているところがあるようだが、習志野市内でも連携を取って統計などの把握をすれば実効性のあるデータが取れるのではないかと。次年度あたりからこの足掛かりをしていただきたい。

(5) 令和3年度 協議会の予定について

【青少年センター加藤所長】 現在の委員の委嘱期間は、令和2年5月1日から令和4年4月30日の2年間である。来年度も引き続き運営の審議や助言をお願いしたい。

次年度の協議会開催予定日は第1回の5月11日(火)は、他の会議が本会議の後に予定されている為、13時15分からの開催である。第2回は2月14日(月)14時30分からを予定している。